

地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する住民に対し、住民がその飲料水を浄化するために浄水器を購入し、及び設置する費用について、予算の範囲内において補助することにより、住民の健康を保持し、もって地下水汚染対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄水器 飲料水の水質を、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下、「省令」という。）に規定する表の上欄に掲げる事項（ただし、3号から20号に限る。以下、「水質基準項目」という。）につき、同表の下欄に掲げる基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下、「告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目（ただし、アルキル水銀、PCB、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブに限る。以下、「環境基準項目」という。）につき、同表の基準値の欄に掲げる数値及びPFOS及びPFOA（以下、「PFAS」という。）につき、指針値である0.00005 mg/l並びに地下水の性状、状況などを勘案し市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）につき、飲用に適すると考えられる基準に適合する水質に浄化する機器で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長が指定したものをいう。

ア 飲料水を供給する給水管に接続できること。

イ 逆浸透膜方式を採用し、かつ、前処理フィルターを有していること。

ウ 専用の圧力ポンプを有していること。

エ 浄水能力が1時間当たり5L以上、かつ貯水タンクの容量が5L以上であること、又は浄水能力が1時間当たり30L以上であること。

オ 耐用年数が通常の使用方法において8年以上であること。

カ 性能の保証期間が1年以上であること。

キ 取り扱いが容易であること。

(2) 飲料水 地下水で日常生活の飲料用として使用するものをいう。

(3) 補助事業 浄水器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の一部を補助することをいう。

(4) 水道局 千葉県企業局又は千葉市水道局をいう。

(補助対象者)

第3条 補助事業により補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住する住民で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管（以下、「配水管」という。）が布設されておらず、近傍の配水管より敷地に隣接する道路まで配水管を布設した場合の水道局の請求に基づき住民が負担すべき額が50万円を超えること。
- (2) 地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）第6条及び上水道配水管布設事業補助金交付要綱（昭和60年4月1日施行）第8条による申請を行っていないこと。
- (3) 飲料水の水質が省令に規定する水質基準項目の基準、告示に規定する環境基準項目の基準値、PFASの指針値である0.00005 mg/l及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準（以下、「項目の基準値等」という。）に適合しない水質であること。
- (4) 第17条に規定する浄水器の取扱業者から前条第1号に規定する浄水器を購入し、及び設置すること。

(補助金の額)

第4条 補助事業により補助する金額（以下、「補助金の額」という。）は、第2条第3号の費用の額の100分の90に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、18万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する住民に対する補助金の額は、第2条第3号の費用の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている住民
- (2) 千葉市市税条例（昭和49年条例第6号）第9条の規定により市民税の全額を免除されている住民（前号に定める住民を除く。）

(補助基数)

第5条 補助事業により補助の対象となる浄水器の基数は、1世帯当たり1基を限度とする。ただし、一の住居において2世帯以上の世帯が居住し、厨房を共用している場合は1世帯とみなす。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業により補助金の交付を申請しようとする者は、浄水器購入費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。

- (1) 飲料水の水質について水質基準項目、環境基準項目、PFAS及び必要項目（ただし、項目の基準値等に適合しない項目に限る。）に係る計量証明書（計量法（平

成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下、「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)又は別に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書(以下、「計量証明書等」という。)

(2) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

(3) 第4条第2項各号に該当する住民である場合は、それを証する書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは浄水器購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、又は補助金を交付することが不適当と認めたときは浄水器購入費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに同条の規定による申請をした者に対し、通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

(1) 交付決定により浄水器を購入し、及び設置することができる期間

(2) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号の期間は、交付決定をした日から60日間とする。ただし、2月1日から3月31日までの間に交付決定をした場合における同号の期間の末日は、3月31日とする。

(補助金の変更の承認申請等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、決定を受けた事項を変更しようとするときは、浄水器購入費等補助金変更承認申請書(様式第4号)により申請し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の承認をしたときは浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書(様式第5号)により、又は変更の承認をしないときは浄水器購入費等補助金交付決定変更不承認通知書(様式第6号)により、速やかに前条の規定による申請をしたものに対し、通知するものとする。

3 第1項の規定による変更の承認申請は、1回に限り行うことができる。

4 前条の規定は、補助金の変更承認を行う場合について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは「第9条第1項」と、「交付の決定」とあるのは「変更の承認」と、「交付決定」とあるのは「変更承認」と、同条第2項中「交付決定」とあるのは「変更承認」と、「60日」とあるのは「30日」と、「2月1日から3月31日」とあるのは「3月1日から同月31日」と読み替えるものとする。

(補助金の交付請求等の委任)

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者及び前条第2項の規定により補助金の変更の承認を受けた者（以下、「補助決定者等」という。）は、浄水器を購入する際に、次条第2項の浄水器購入費等報告書の提出並びに補助金の交付請求及びその受領について、第17条の規定により指定された取扱業者に委任状（様式第7号）により委任するものとする。

（浄水器の購入等）

第11条 補助決定者等は、第8条第1号（第9条第4項において準用する場合を含む。）の期間内に浄水器を購入し、及び設置するものとする。

2 委任を受けた取扱業者は、浄水器が設置されたときは、速やかに浄水器購入費等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告するものとする。

（1）浄水器を購入し、及び設置したことを証する写真

（2）浄水器購入費等補助金交付決定通知書の写し又は浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書の写し

（3）浄水器の購入及び設置に係る領収証（書）の写し

（4）前条の委任状

（5）飲料水を浄水器で浄化したときの水質に係る計量証明書等（ただし、第6条第1号で検査した項目が項目の基準値等に適合していることを証するものに限る。）

（6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第12条 市長は、前条の浄水器購入費等報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄水器購入費等補助金確定通知書（様式第9号。以下、「確定通知書」という。）により、前条の規定による報告をした補助決定者等に対し、通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 委任を受けた取扱業者は、浄水器購入費等補助金交付請求書（様式第10号）に確定通知書の写しを添付して市長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の浄水器購入費等補助金交付請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに請求者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の決定等の取消等）

第15条 市長は、補助決定者等が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は変更の承認を受けたと認められるときは、補助金の交付の決定又は変更の承認を取

り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定又は変更の承認を取り消したときは、その理由を付し、浄水器購入費等補助金交付取消通知書（様式第 1 1 号）により、その旨を補助決定者等に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定又は変更の承認を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の再交付申請）

第 1 6 条 この要綱における補助金の再交付申請をしようとする者は、第 7 条の規定による交付の決定を受けた日から 8 年を経過した後でなければ、第 6 条の規定による補助金の交付申請をすることができない。

（取扱業者の指定等）

第 1 7 条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を浄水器の取扱業者として指定するものとする。

- （1）補助事業の趣旨をよく理解し、本市に協力できること。
 - （2）自らの責任において浄水器を設置し、かつ、アフターサービスをすることができること。
 - （3）設置した浄水器が、飲料水の水質を項目の基準値等に適合する水質に浄化することができるものであることを自ら確認すること。ただし、PFAS についてはこの限りではない。
 - （4）浄水器購入費等報告書の提出並びに補助金の交付請求及びその受領に係る受託事務を行うことができること。
 - （5）法人税及び法人市民税の滞納がないこと。
- 2 浄水器の取扱業者としての指定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、浄水器取扱業者指定申請書（様式第 1 2 号）に必要な書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定することが適当と認めたときは、浄水器取扱業者指定通知書（様式第 1 3 号）により、又は指定することが不適当と認めたときは、浄水器取扱業者不指定通知書（様式第 1 4 号）により、通知するものとする。

（取扱業者の指定の取消）

第 1 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により指定を受けた浄水器の取扱業者が、次の各号の一に該当するときは、浄水器の取扱業者の指定を取り消すことができる。

- （1）偽り或其他不正の手段により浄水器の取扱業者の指定を受けたとき。
- （2）前条第 1 項に規定する取扱業者の指定の要件に該当しなくなったとき。
- （3）その他浄水器の取扱事務に関して不正な行為があったとき。

(補則)

第1条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱(次項において「改正後の要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行の日」という。)以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成15年4月30日までの間に改正後の要綱第6条の規定による申請がなされた場合(当該申請が施行日の前日になされていたとしたならばこの要綱による改正前の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第4条第1項第2号の適用を受けることとなる場合に限る。)に係る改正後の要綱第4条第1項の規定については、同項中「費用の額の100分の90に相当する額」とあるのは「費用の額」と、「18万円」とあるのは「20万円」とする。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第16条第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行の日」という。）以後に第6条の規定による申請を行った者について適用し、施行日前の第14条の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第16条第3項の規定は、平成22年5月1日以後に第6条の規定による申請を行った者について適用し、同日前に第14条の規定により補助金の交付を受けた者については、「8年」を「5年」に読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

浄水器購入費等補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所 千葉市 _____ 区 _____

氏 名 _____ (*)

(*) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____

(連絡先電子メールアドレス)

@ _____

浄水器購入費等補助金の交付を受けたいので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 購入・設置価格 (税抜) _____ 円
- 3 購入・設置する浄水器の メーカー _____
メーカー及び機種 機 種 _____
- 4 購入・設置する取扱業者 名 称 _____
の名称及び所在地 所在地 _____
- 5 添付書類
(1)飲料水の水質についての計量証明書等
(2)浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
(3)第 4 条第 2 項に規定する者は、それを証明する書類

◎この申請手続きにあたり、市が関係機関に照会し申請者の住民情報を確認させていただきます。

(様式第 2 号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

浄水器購入費等補助金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり
交付決定することとしたので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 7 条の規
定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 購入・設置できる浄水器

のメーカー及び機種 メーカー _____
機 種 _____

3 購入・設置できる取扱業者

の名称及び所在地 名 称 _____
所在地 _____

4 交付条件

- (1) この交付決定により浄水器を購入し、及び設置することができる期間は交付決定日
より 6 0 日以内とします。ただし、2 月 1 日から 3 月 3 1 日までにこの交付決定を
受けた場合は、浄水器を購入し、及び設置することができる期間の末日は、3 月 3
1 日とします。
- (2) この交付決定の内容を変更する場合は、浄水器購入費等補助金変更承認申請書（様
式第 4 号）を提出して、承認を受けてください。

(様式第 3 号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

浄水器購入費等補助金不交付決定通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記の理由により不交付決定としたので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

年 月 日

(あて先) 千葉市長

氏 名 (＊)

記

変更後

(1) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

(様式第 5 号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付けで変更の承認申請のあった補助金の変更承認について、下記のとおり承認したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額
(変更後) _____ 円
- 2 購入・設置できる浄水器
のメーカー及び機種 メーカー _____
機 種 _____
- 3 購入・設置できる取扱業者
の名称及び所在地 名 称 _____
所在地 _____
- 4 交付条件
この変更承認により浄水器を購入し、及び設置することができる期間は、____年 ____月 ____日までです。

(様式第 6 号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

浄水器購入費等補助金交付決定変更不承認通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付けで変更の承認申請のあった補助金の変更承認について、下
記の理由により不承認決定したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 9
条第 2 項の規定により通知します。

記

変更不承認の理由

(様式第 7 号)

年 月 日

委 任 状

(あて先) 千葉市長

委任者 住 所 千葉市 区

氏 名 (*)

(*) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 10 条の規定により次の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

受任者 所 在 地
名 称
代表者氏名

記

1 委任事項

- (1) 浄水器購入費等報告書の提出に関する件
- (2) 補助金の交付請求に関する件
- (3) 補助金の受領に関する件

(様式第8号)

年 月 日

浄水器購入費等報告書

(あて先) 千葉市長

報告者 住 所 千葉市 区

氏 名 (*)

(*) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり浄水器を購入し、及び設置しましたので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第11条第2項の規定により報告します。

記

- 1 設置年月日 年 月 日
- 2 購入・設置した浄水器
のメーカー及び機種 メーカー
機 種
- 3 購入・設置した取扱業者
の名称及び所在地 名 称
所在地
- 4 添付書類
 - (1) 浄水器を購入し、及び設置したことを証する写真（ポラロイド可）
 - (2) 浄水器購入費等補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し若しくは浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書（様式第5号）の写し
 - (3) 浄水器を購入及び設置に係る領収証（書）の写し（レシート不可）
 - (4) 第10条に規定する委任状（様式第7号）
 - (5) 飲料水を浄水器で浄化したときの水質に係る計量証明書等
 - (6) その他市長が必要と認めるもの

(様式第9号)

千葉市達環境規第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

浄水器購入費等補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄水器購入費等補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

なお、この通知書を受けとった旨を取扱業者へ連絡し、速やかに補助金の交付請求の手続きをして下さい。

(様式第 1 0 号)

年 月 日

浄水器購入費等補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

請求者 住 所 千葉市 区

氏 名 (*)

(*) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達 第 号をもって補助金の額の確定のありました浄水器購入費等補助金について、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額

円

2 添付書類

- (1) 浄水器購入費等補助金確定通知書 (様式第 9 号) の写し
- (2) 委任状 (様式第 7 号) の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 振込先

金融機関名	銀 行・信用金庫			本店
	信用組合・農 協			支店
口 座 番 号		口 座	普 通 ・ 当 座	
フリガナ				
名 義 人				

(様式第 1 1 号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

浄水器購入費等補助金交付取消通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定した浄水器購入費等補助金について、下記の理由により取り消したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定金額 _____ 円
- 2 取り消しの理由

浄水器取扱業者指定申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 _____ (*)

(*) 法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

代理人連絡先 _____
(連絡先電子メールアドレス)
_____ @ _____

浄水器設置費補助制度に係る取扱業者として指定を受けたく、次のとおり申請します。

記

1 取扱機種

メーカー
製品名
品番

2 添付書類

- (1)委任状(代理人が申請する場合)
- (2)財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益処分表)
- (3)商業法人登記簿謄本(写し可)
- (4)印鑑証明書
- (5)代理店証明書
- (6)納税証明書(法人税、法人市民税)
- (7)取扱機種仕様書
- (8)取扱機種カタログ、取扱説明書及び価格表(消耗品も含む。)
- (9)飲料水の水質を項目の基準値等に適合する水質に浄化することができるものであることを示す書類

◎添付書類について

- i 千葉市入札参加資格者名簿に登録されている方は、上記添付書類(2)から(6)の書類の提出は不要です。なお、登録されている方は必ず右記□をチェックしてください。 □ 私は登録事業者です。
- ii 添付書類(6)のうち法人市民税について、市内に事務所又は事業所を有する法人などのうち当該情報を市役所内関係機関に調査、照会することを承諾いただいた申請者は、法人市民税に関する証明書の添付は不要です。なお、その場合は、必ず下記□をチェックし押印(法人の場合は代表者印)願います。

□ この申請に対する取扱業者指定の要件の確認のため、私の直近年度の法人市民税の納税状況(滞納がないこと)の情報について、市役所内関係機関に調査、照会することを承諾します。

名 称

代表者名

印

(様式第13号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名

様

千葉市長

印

浄水器取扱業者指定通知書

浄水器設置費補助制度に係る浄水器取扱業者として指定することと決定したので、
次のとおり通知します。

記

1 指定機種

メーカー
製品名
品番

2 指定期間

年 月 日 から 年 月 日

(様式第 1 4 号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名

千葉市長 印

浄水器取扱業者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄水器取扱業者指定申請について、下記の理由により不指定としたので通知します。
記

1 不指定の理由